

午後 2時00分 開会

○司会 それでは皆様、大変長らくお待たせをいたしました。

ただいまより、日本司法書士会連合会主催、内閣府・法務省・日本弁護士連合会・財団法人法律扶助協会・財団法人消費者教育支援センター・社団法人全国高等学校PTA連合会後援により「第11回日司連市民公開シンポジウム『生きる力』となる法教育PARTⅡ—法律専門家と教育者の協働、そして家庭・地域との連携を目指して—」を開催いたします。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます若林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず、本日のスケジュールを簡単にご案内させていただきます。

お手元のプログラムにもございますが、この後、主催者からの挨拶に続きまして、法務省大臣官房司法法制部付の丸山嘉代様による基調報告を行います。その後、法教育のビデオ上映と解説、パネルディスカッションを行いまして、17時の閉会挨拶をもって終了とさせていただきます。

なお、お聞きになっていてご不明な点やご意見などがございましたら、受付にてお渡しいたしました封筒の中の質問票にご記入ください。質問票回収箱を後方入口に設置しておりますので、パネルディスカッション前の休憩の際にお入れいただくか、会場内の係員にお渡しください。また、お帰りの際には、同じく封筒の中にありますアンケートにご記入の上、受付にお出しください。

これより3時間のシンポジウムとなりますが、どうか最後までお付き合いくださいますようお願い申し上げます。

それでは初めに、主催者を代表いたしまして、日本司法書士会連合会副会長の加藤政也より皆様にご挨拶を申し上げます。

○主催者挨拶

加藤 政也 日本司法書士会連合会副会長

○加藤 天気の悪い中、お越しいただきましてありがとうございます。本日のシンポジウムのテーマは、『生きる力』となる法教育PARTⅡということでございます。これは昨年開催した同じテーマでのシンポジウムの続編ということになります。

昨年は、自由で公正な社会実現のために法教育の果たすべき役割とは何かという観点から、法教育のあるべき姿について議論をしてみました。その中で様々な、法教育そのものが何なのか、法教育とはいったい何をターゲットにしているのか、そういう大きなところからの議

論もされてきたわけでございます。

そして、そのシンポジウムの終了にあたってもう少し検討を続けるべきではないかということから、今年も同じテーマでシンポジウムを開催することを、そのときにお約束いたしました。そこで今年のシンポジウムがこのようにPART IIとなっているわけです。

今年のシンポジウムでは、「法律専門家と教育者の協働、そして家庭・地域との連携を目指して」、非常に長いテーマなのですが、これをテーマとしてより実践的な法教育の可能性を探るとともに、現場の教育者と法律専門家とが連携して行う法教育とは何かについて議論をしていくことにいたしました。

私たち司法書士は、これまで新たな消費者被害が生まれることがないようにという観点から、各地で消費者教育を中心とした取り組みをしてまいりました。しかしながら、我々の日頃の業務などを通じて、若いうちから、学生のうちからあるいは子どものうちから、消費者問題に限らない、つまり法の仕組みがどうなっているのか、その重要性について学ぶ必要性を痛感してきた次第です。

また、これまでの司法制度改革の中で、司法の仕組みに関する学習機会の必要性が強く指摘されてきました。社会的に法教育の必要性が認知されてきたということです。そして昨年11月には、日本司法書士会連合会からも委員を派遣している法務省の法教育研究会から、わが国の法教育のあり方を内容とする報告書が出されました。これは法務大臣に対して出されたものです。

このように法教育をめぐる具体的な動きが活発となってまいりました。一層複雑多様となる社会の中で生き抜くためには、正しいことを見極める力が大切となります。子どものころから司法の仕組みの重要性を学び、自分で考え、さらにルールづくりに参加できる、そういう能力を養うことが肝要だと思います。法教育は『生きる力』を育む教育として、学校・地域、そして家庭との連携をして社会全体で実践されることが必要だと思います。

本日のシンポジウムでは、法教育を具体的に実践するためにどのような連携、協力、協働が必要なのか議論を深めていただくように考えております。ぜひ皆様も一緒にお考えいただき、そしてご意見をいただいて、今後の法教育の実現のためにご協力、ご参加をいただけるように願う次第でございます。

それでは、これからの議論が深まり、何か新しいものが生まれる、方向性がわかる、そして具体的に何をすべきかが導き出されるような議論ができることを期待しまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会 それでは、これよりプログラムを進めてまいります。まずは、基調報告をお願いいたします。講師は、法務省大臣官房司法法制部付、丸山嘉代様です。

それでは丸山様、よろしくお願いいたします。（拍手）

○基調報告

法務省大臣官房司法法制部付 丸山 嘉代

○丸山 ただいまご紹介に預かりました法務省大臣官房司法法制部付の丸山嘉代と申します。

本日は、『生きる力』となる法教育PARTⅡということで、日本司法書士会連合会の皆様方が昨年に引き続いて法教育をテーマとしたシンポジウムを開催されたことに、まずもって深く敬意を表したいと思います。そしてそういった非常に貴重な場にお呼びいただいて、法務省で行われました法教育研究会の報告書の内容について発表させていただく機会を与えてくださったことを、大変光栄に思っております。

今日は30分という時間を頂戴しておりますので、その中で皆様に法務省での検討状況についてお伝えできたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは自己紹介がてらお話をしたいと思うのですが、今ご紹介にありましており、私自身は法務省の大臣官房というところにあります司法法制部に勤務をしています。法教育研究会との関係でいいますと、司法法制部というのは法教育研究会の事務局を担当しているところになります。ですから、私がお話をするということは、何となく門前の小僧習わぬ経を読むような感じで、少し事務局としては差しですがましいかなという感じもいたしますし、おそらく研究会の委員の皆様方の思いを十全にお伝えすることはやはりなかなか難しく、どうしても舌足らずな説明になってしまうかもしれませんが、どうかご容赦ください。

まず、法務省のその法教育研究会の報告書の内容についてご説明する前に、なぜ法務省では法教育研究会というものを作ったのか。もっと言えば、では、今なぜ社会に法教育というものが求められているのかということから、遡ってご説明をしたいと思います。

法教育の重要性は、一連の司法制度改革の中でその重要性が説かれるようになりました。ご承知の方も多いかと思いますが、平成14年6月に司法制度改革審議会意見書が提出されまして、それに基づいて昨年までの約3年間にわたり様々な司法制度改革が行われましてきました。例えば今日主催されている司法書士の皆様方に身近なことで申し上げますと、簡裁における司法

書士の方々への簡裁代理権の付与ですとか、あるいはまもなく現実化しようとしている「日本司法支援センター」を中核とする総合法律支援体制、こういうものが今、まさに作られようとしています、そういうものが司法制度改革の大きな成果だといわれています。

あるいは最近よくニュースを賑わしているロースクール、法科大学院を出てから法律家になる仕組み、あるいは裁判員制度、これは平成21年までに導入することとされていますが、国民の皆さんと職業裁判官とが一緒になって、一定の刑事裁判について被告人の有罪・無罪を決めたり、有罪の場合にはその量刑を決めたりする。こういう裁判員制度というものが始まりますが、こういった様々な改革が行われたのがこの司法制度改革といわれているものです。

また、さらにそこを遡って、どうしてその司法制度改革なるものが出てきたかといいますと、社会全体がそれは事前規制型の社会から事後チェック型の社会へ移ってきた、あるいは移らざるを得なかった、そういうところから司法制度改革の必要性が生まれ、この3年間に様々な改革が行われた。歴史的にはおそらくそのように位置づけられるのではないかと思います。

事前規制型社会、何か法律家の話す言葉は本当に漢字や専門用語が多くてわかりにくいかと思うのですが、いったい何を言っているかといいますと、これまでの我々の社会は、行政がある程度事前に「こういうことはしないでくださいね」と規制をかけることによって、何となく予定調和的に社会がうまく保たれていた。そういうのをおそらく「事前規制型社会」といっているのだと思いますが、一人ひとりの自分の価値観とか行動様式が多様化するにしたがって、なかなか事前に、こういうふうにしておいてくださいねという枠をはめておくことは大変難しくなってきたわけです。

社会の変化も激しい中で、いつまでもそんな規制の枠をかけていたのでは、自由な行動もできない、自由な発想もできない、そうすると新しい活力も生まれてこない。時代はどんどん変化しているのに、それに我々が対応できなくなってしまうのではないかということで、なるべく事前にそういった規制をかけることはやめにしましょう。そのかわり事後的に何かトラブルが起こることはやはり当然避けられないですよ。人間の社会なので、どこかで事前に規制して予定調和的にうまくいくか。あるいは一応何でもやってみて、でも何かトラブルが生じたときにそれを解決する手法で前に進んでいくか。おそらく社会のあり方としてはそのどちらかだろうと思うのですが、日本も非常に変化の激しい時代に入って、従来型のその事前規制型社会から脱却をして、いわゆる事後チェック型社会に入っていこうとした。これが大きな改革の流れだろうと思います。

では、その事後チェック型社会で重要になってくるものは何かといいますと、これがやや手

前味噌かもしれませんが、法や司法だと思うのです。今も申し上げたように、なるべく私たち一人ひとりの活動は自由にする。自分たちの思うように自由にいろいろな行動範囲でできるようにする。ただ、その結果、当然いろいろな人間社会でのトラブルが生じてくる。では、トラブルが生じたときにどうするのかといえば、法あるいは司法というものに則ってそれを解決していかなければいけない。そういう社会なのだろうと思います。

そうした、法や司法に則って紛争解決といったときに、私たち一人ひとりが法に対する信頼あるいは司法に対する信頼がなければ、その事後チェック型社会というものの自体がそもそも成り立たないわけですね。法が自分から遠いものであったり、司法にどうアクセスしたらいいかわからない。そういう社会では、では事後的に法や司法で解決してくださいと言っても、それは絵に描いた餅に過ぎませんので、法や司法を自分たちのものとしてとらえない限り、本当の意味での事後チェック型社会にはならないのではないかと、そういう強い危機感がありました。

ではいったい、法や司法を自分たちの身近なものとして考えるためにはどうしたらいいのだろうか。それは非常に難しい、あるいは哲学的な問題だろうと思われまふ。でも、これは日本人の悪弊かもしれませんが、やはり教育というものに私たちは着目しました。教育に何でもかんでもおまかせしてしまつて、学校の先生に申し訳ないと思うところもしきりなんです、やはり小さいときから法や司法を知る、あるいは司法という考え方について身近なものと思つてくれる。そういった考え方に馴染んでいる。一人ひとりがそういった意識を持っていることで、事後チェック型社会へうまく機能していくのではないかと。そういうための教育が今後必要ではないかということは、そもそも法教育の必要性が説かれた原点になっています。

先ほどのご挨拶の中でもご紹介がありましたが、司法制度改革審議会意見書の中でも国民の法教育というタイトルで学校教育等における法や手法に関するワークショップを充実させる何らかの手立てを講じることが重要だといわれています。

今、申し上げた中で、もしかしてちょっと、あつと思われた方がいるかもしれませんが、司法制度改革審議会意見書の時代には司法教育というタイトルでこれが語られていました。ところが、先ほどご紹介にありましたように、あるいは私も申し上げましたように、法務省では研究会を「法教育研究会」というタイトルの研究会に名づけました。司法教育の「司」を取っただけのように見えます。実際そうなんです、この司法教育と法教育の間に、実は我々なりに考えたことがあつたわけです。いったいなぜ、司法教育ではなくて法教育にしたか。そこにある深い思いを若干ご説明させていただきます。

司法教育といひますと、これは私だけのイメージかもしれませんが、動的な教育ではなくて

静的、止まっているようなイメージがあります。何か司法制度を教える、司法制度の知識、機構などそういう知識的なものを学ぶ。そういう教育のイメージが私どもにはありました。司法制度について自分が学生時代に習ったことを何か覚えているかなというのと、大体三権分立の三角形の図を何となく中学生のときに習ったなど、そういう程度で、では、いったいその三権分立は何のためにあるのかとか、司法というものが国民に果たしている役割はどのようなものがあるのかとか、そういう本質的なことは、教えてもらったのかもしれませんが、少なくとも私の場合すっぱり抜け落ちていて、あの三角形の図だけが自分の印象に残っている、そんな感じでした。

ところがもちろん法教育研究会あるいは司法制度改革自体が目指していた国民の司法教育というのはそういう三角形の図面を子どもたちの頭に入れてくださいと求めていたわけでは決してありませんでした。では、どんなことを伝えたかったのか。先ほど申し上げているように、法や司法が私たちにとって身近なものであることをぜひ子どもたち一人ひとりに知ってもらいたい、私たち一人ひとりが身につけていきたい。こういう思いで立ち上がったものでした。

少し先走った話になるのですが、研究会が始まったあと、ある研究会の委員の方がおっしゃっていたことがありまして、中学校の先生の委員でしたが、生徒たちに「君たちは法律といたらどんなイメージを持ちますか」と聞いたところ、「法というのは自分を縛るものだ、自分の行動を制限し、自分の自由を制限する、自分の外側にあって自分を縛るものだ。」こういう感想が大多数を占めたそうです。おそらくこれはその中学校が特殊というわけではなく、私たち日本人の多くが持っている、法に対する印象ではないかと思います。しかし、事後チェック型社会で本当に法や司法を信頼して、法や司法でものごとを解決する社会をつくり上げていこうというときに、果たして法は誰かさんが作ったもので、何か知らないけれども、私たちはそれを守らされているという意識で本当に事後チェック型社会がうまく機能していくのかといえ、それはなかなか難しいだろうと言わざるを得ませんでした。

そうではなくて、法をもっと自分のものとして考え、自分のものとしてとらえ、自分たちの社会を支えるものとしてとらえる。そういう気持ちが私たち一人ひとりの中に生まれていくことが、おそらくこの新しい社会の中では非常に重要ではないかと思ったわけです。

そういった目で様々な先駆的な研究を見ましたところ、筑波大学の江口勇治教授は去年のこの「『生きる力』となる法教育」の中で基調講演をされましたが、その江口教授の先駆的なアメリカの法教育に関する研究がございました。これも門前の小僧習わぬ経を読む状態ですが、アメリカの法教育はウォーターゲート事件に始まる政治不信、それから1970年代にかなり増加

した少年犯罪へどう対処していくか。こういったことから法教育という学問が生まれ発展していったとうかがっております。つまり国民が法を作る手立てというものに興味を失った政治に不信感を抱くことで、法をつくる場面への参加意識を失ってしまったことに対する危機感、それから少年たちがルールを守らずに犯罪を犯していく。そのルールを守る心を失っていったことに対する危機感から、アメリカの法教育というものが生まれ、大きく育っていったとうかがっております。

そういった先駆的な研究を目にしたときに、まさに我々の求めているものの原形がここにあるのではないかと私どもは感じました。法、司法というものを身近に感じるにあたって法を作ることに参加していくこと。そして自分たちで作った法を自分たちの手で支え、守っていくこと。そして社会が変われば、状況が変わればその法をまた新しく作り変えていくこと。そういうことを私たち一人ひとり、国民一人ひとりが身につけていく教育という、そういう研究をするにあたって、アメリカの法教育は非常に参考になるのではないかと思われ、その結果この研究会の名称を法教育研究会という名称にしたわけです。本当に一字違いなのですが、それなりにこの研究会の名称には万感の思いがこもっていたわけです。

さて、その法教育研究会ですが、法教育研究会自体、平成15年7月に発足いたしまして、昨年の10月、平成16年10月まで何と16回にわたって精力的に会議を開催していただきました。そして先ほどのご挨拶にもありましたが、平成16年11月4日、昨年の11月4日には法教育研究会の報告書、「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」と題する法教育研究会の報告書が法務大臣宛てに提出されました。このブルーの表紙の報告書でして、本日皆様のお手元に資料としてお配りさせていただいております。

それでは、この報告書を若干引用しながら、法教育研究会の成果について、皆様にご紹介申し上げます。そもそも法教育という言葉自体1990年代からつくられた江口教授の先駆的な研究があったものの、なかなか我々一般人には耳慣れない言葉でしたし、そもそも日本における法教育とはいったいどういう概念なんだろうかということは、いまだにはっきりとは確立しないままでした。そして法教育研究会の報告書では法教育たるものはいったいどういうものか、何を目指しているのかが明確にされたというところに、非常に大きな意義があると思います。

研究会の報告書の2ページをご覧くださいと思います。第1の「法教育の意義」とありまして、「1 法教育と何か」というタイトルで法教育の定義について書かれています。ここ

は非常に短い段落ですが、この中に法教育のエッセンスが詰め込まれていて、ぜひここをご一読いただければと思います。引用させていただきますと、この「法教育とは何か」という2ページの上から4行目のところ、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。」とあります。

大きな2つの特徴がありまして、そこは後にも書いてありますが、まず対象が「法律専門家ではない一般の人々」ということです。それからもう一つの特色としては、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなくて、法やルールの背景にある価値観あるいは司法制度の機能、意義を考える思考型の教育である。こういう二つの大きな特徴があると書かれています。さらに、社会に参加することの重要性を意識づける社会参加型の教育である。ここにも特色があると書かれています。法教育の必要性が説かれた文脈からすると、その対象が法律専門家ではなく一般の方々であることに大きな意味があるということはおわかりいただけると思います。

そして先ほど私が申し上げましたように、我々が考えていたのは三角形の図面を頭の中に覚える教育ではない、法の背景にあるものは何か、何がこの法を作っているのだろうか。どういう考え方でこの法は作られたのだろうかということを一ひたりが自分のものとして理解してもらうための教育を目指していましたので、まさに知識型ではない、誰かさんが作ったものをしかたなく覚えるのではなくて、何でこの法律が必要なんだろうと自分から考える思考型の教育であるということが特色の二番目にきています。

そして特色の三番目として、「社会参加型」とあります。先ほど少しふれましたが、平成21年の5月までには国民と職業裁判官が一定の刑事事件について判断を下す裁判員制度の開始が予定されています。司法制度という、今までは一定の専門家だけが担ってきたものに国民が参加していく。いわゆる社会参加型のものが始まります。そうした参加型の制度、まさに参加型の司法制度が始まるにあたって法教育は重要な意義を果たすと考えられたことから、社会参加型の教育でもあるということに一つの大きな特色がおかれているわけです。

こうしたいくつかの特色がある中で、私自身、どれが一番重要な特色と思っているかといいますと、やはり「覚える教育」から「考える教育」へシフトしたところに、一つ大きな意義があるのではないかと考えています。日本の社会が大きく変化している中で先例をそのまま踏襲しているだけでは、もう間尺に合わない時代になっているのではないのでしょうか。その中で自分なりに、何とか自分なりに考えて、そして新しいルールを作ってそれを支えていく。そういう力は、おそらく21世紀を担う子どもたちに、そして子どもたちだけではなく21世紀を担う

我々に課せられている課題だと思います。これは一人ひとりが考えて、判断していく責任が求められている時代がきたことを意味しているのかもしれませんが。そういう意味では、法教育が覚える知識型ではなく、思考型だということに私は大きな意味があるように思っています。

とは申しませんが、これだけで法教育はいったい何を目標しているのかということとは、まだまだ具体的にはお分かりいただけないかと思しますので、もう少し具体的な部分を引用してみたいと思います。続いて報告書の13ページをご覧くださいませでしょうか。

今まで法教育の大きな理念のようなものをお話ししてきましたが、では、具体的にどんなことを考え、理解していくのが法教育かということ、さらに法教育研究会では突っ込んだ議論を通じて検討を行っていただきました。そこで出てきた一つの結論が13ページの(2)「法教育で取り扱うべき主たる内容」の部分になります。少々長いですが、引用させていただきます。13ページの下から10行目ぐらいから始まることです。

まず「ア」として、

法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということ、実感をもって認識させるために、ルールをどのようにしてつくるのか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのかについて主体的に学習させる。

とあります。

引き続いて「イ」ですが、

個人と個人の間を規律する私法分野において、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる。

「ウ」として、

一人ひとりの人間が、かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させるとともに、それに必要な資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳、国民主権あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる。

「エ」として、

司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させるとともに、すべての当事者を対等な地

位に置き、公平な第三者が適正な手続きを経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について、実感を持って学ばせる。

とあります。「ア」から「エ」までは、本当に16回にわたる法教育研究会の討議をまさに凝縮したようなエッセンスの内容になっています。

そして法教育研究会のさらにすばらしいところは、こう言うとまたまた手前味噌かもしれませんが、この「ア」から「エ」の内容を具体的に教材化したことです。法教育研究会の報告書がこのように分厚くなっているのは、実は報告書本編の後に4つの教材が付いているからなんです。具体的には43ページ以下からになります。今「ア」としてご紹介申し上げたルールの部分がルールづくりの教材として具体化されています。「イ」は「私法と消費者保護」として教材化されていますし、「ウ」は「憲法の意義」、「エ」は「司法」、そういった4つの教材として具体的に結実されました。

この教材は中学校3年生を対象にしている、社会科の公民的分野の学習指導要領の範囲内容で教えられるようになっています。ですから大げさに申し上げれば、この報告書を持って帰っていただいて、明日からもやろうと思えばできるような形になっているところが、学校教育現場の皆様にも少しでも早く法教育というものにふれていただくために研究会が成した工夫ということで、ぜひここで宣伝をさせていただければと思います。

本当は教材の内容などについてご紹介したいところなのですが、おそらく教材の内容はこのあとのパネルディスカッションの中でもふれられると思いますし、本日は資料としてお配りしていただいておりますので、ぜひ持ち帰ってご一読いただければ大変幸いです。このシンポジウムは日本司法書士会連合会に開催していただいておりますが、司法書士の方々はこれまで長年にわたって消費者教育に従事されてこられました。法教育研究会でも日本司法書士会連合会の方々から何回かヒアリングをさせていただいて、それが報告情報の内容に大きく結実をもたらしています。

消費者教育は、現代ではますます重要になってきている分野ではないでしょうか。以前はオレオレ詐欺、今は振り込め詐欺のニュースが新聞を賑わせない日がないぐらいで、これだけ報道されていてもなかなか被害がなくなる。そうした中でどう消費者教育に取り組んでいくかというのは、非常に重要な課題ではないかと思います。そして法教育と消費者教育の結節点はどういうところにあるのか。私はそのモデルとして、一つのアプローチがこの報告書に載せてあります「私法と消費者保護」の教材ではないかと思います。

若干難しい言い方をしますと、法教育研究会では、消費者教育という分野にやや法的な側面

からアプローチをしました。どういうことかといいますと、消費者保護というのは法的な面からすれば、まず民法という基本法があり、その例外的な法律として消費者契約法がある。法的にはおそらくそういう位置づけになるのだらうと思います。ものすごく短縮して言えば民法というのは、約束したら守らなければいけない。人に迷惑をかけてはいけない。おそらくこの二つを様々な条文で表しているものだと思いますが、契約責任というのはその前者の約束したことは守らなければならない。この大きな原則に尽きると思います。

ところが、消費者契約法あるいはその消費者保護にまつわる様々な法律は、いったん契約をした場合でもそれは守らなくてもいい場合がある。こういうことを定めています。それはこの複雑化する現代的な社会にあっては、企業と消費者という非常に力関係の異なる当事者間で契約が結ばれること。情報量にも圧倒的な差があり、立場の違いにも圧倒的な差があります。そういう中で結ばれる契約について、契約したら守らなくてはいけない。その原則を貫き通すのが不都合な場合があることから、これが修正されて、約束したことで守らなくてもいい、契約を解消できる場合があるということは消費者保護に関する様々な法律の法的なアプローチではないかと思っています。

他方、これまでの消費者教育はおそらくその実態的な面から見た、実態的なアプローチが強かったのではないのでしょうか。つまり具体的に、「こういう悪質商法があります。こういう被害があります。みなさんこれに引っかからないようにしましょう」「もし、でも万が一こういう契約を結んでしまったらこういう人に相談しましょう」。あるいは「何日以内だったらこういう書面を出せば契約を解消することができます」。そういうふうに自分がどう行動したらいいかという実態的なアプローチだったと思います。

それを両方で結び合せることによって、いったん約束すると基本的なルールとしては守らなくてはいけない。約束事は守らなくてはいけない、契約は履行しなければいけない。ただ、自分が消費者という立場に置かれたとき、そして圧倒的な情報力の差をもって自分に不都合な契約をしてしまった場合に、その契約を解消できる場合がある。その法的アプローチと組み合わせることによって、いったん自分がした契約にも関わらずなぜそれを解消できるのかということは本人たちもわかる。さらにその前提として、なぜ契約をするときに注意深く契約をしなければいけないのかという意義がおそらく分かる、分かってくれるのではないか。そういう期待を込めて「私法と消費者保護」という教材が法教育研究会では作られました。

そういう意味では、消費者保護に対する法的なアプローチと実態的なアプローチを融合させた一つのモデル例になっているのではないかと自負をしています。おそらく消費者教育も、消

費者が保護されますよということを教えるのが究極の目的ではないと思います。契約のときに自分できちんと考えて判断することが一番大事なんだと。それが何か不都合が起きたときにどんな手立てがあるか。そういうことを教えていくのがおそらく消費者教育の究極の目的ではないかと思います。そして自分の力できちんと考えて判断することが一番大事だというのは、今日私が繰り返し申し上げたとおり、法教育研究会で目指した法教育のまさに根底にあるものです。

法教育というのは知識型ではなく、思考型の教育だと繰り返し申し上げましたが、私も法教育研究会の議論を聞いて、まさに考えることの大事さというものを身をもって、その研究会の議論の場に立ち合わせていただいて感じることができました。考えることは大変です。先例に倣ってやった方が楽な場合がいっぱいあります。ですが、こういう新しい時代を迎えて、先例を一生懸命探しているだけでは、なかなか間尺に合わなくなっています。自分たちの時代に合ったルールを考えて作り上げて支えて、そしてまた時代が変わったらそれを変えていく。そういう考える子どもたちをつくっていくことが重要ではないかなと思います。

きょうは皆様、お天気の悪い中、土曜日という休日を割いてここにいらしていただいているということは、皆様本当に熱心に法教育に取り組まれている方あるいは法教育を推奨していただく方、それから法教育に大変興味をお持ちいただいている方々だと思います。ぜひ皆様がお戻りになった現場一つひとつで、考えることのすばらしさ、考えて何か新しいものを作っていくことのすばらしさ、法教育というのはその考えることのすばらしさの一端にふれる一つの方策、ものの考え方だということを、お伝えいただければ大変ありがたく思います。非常につたない話で申し訳ありますが、最後までご静聴ありがとうございました。（拍手）

○司会 丸山様、ありがとうございました。

それでは続きまして、法教育のビデオ上映と解説を行いたいと思います。準備に少々時間がかかりますので、今しばらくお待ちください。

○法教育とビデオ上映

講師：中村 貴彦 大阪府立泉大津高等学校教諭
井沼 淳一郎 大阪府立福泉高等学校教諭

○司会 それでは、法教育のビデオ上映と解説を行います。途中約10分間のビデオ上映中は照明を落とさせていただきますので、予めご了承ください。

解説は、大阪府立泉大津高等学校教諭、中村貴彦様、大阪府立福泉高等学校教諭、井沼純一郎様のお二人にお願いしたいと思います。

それでは、中村様、井沼様、よろしくお願いいたします。（拍手）

○中村 大阪から来ました泉大津高校の中村といたします。

○井沼 同じく大阪から来ました府立福泉高校の井沼と申します。よろしくお願いいたします。

○中村 ひょんなことから今日ここに来ることになりました。あまり品の良いとかガラの良い教師ではありません。今日は、ここへ入って来てずいぶん立派な会場なんで、打ち合わせということでお昼にも立派なお弁当を頂戴したりして、実は不慣れなんです、そういうのはある別の意味で僕らはエコノミー症候群とって、グリーン車とかあんなの乗ったら非常に落ち着かない、そういう質です。だから今日、何となくちょっと緊張してます。だからどんなふうになってしまうか分からないですけども、それはもうご了承くださいたいと思います。

今日見ていただくのは、ちょうど1ヵ月ちょっと前、1月13日に私の学校泉大津高校で、もう卒業間近に控えた3年生を対象にした高校生法律講座という時間、木曜日の5時限目・6時限目・午後の2時間を使って司法書士さん7人がそれぞれの教室に入って、そしてそのクラスの担任の教師と一緒に2時間の授業を作っていた、その一コマです。これもあらかじめお断りしておきますが、私の勤める学校、泉大津というのは「だんじり」で有名な岸和田の隣町です。「だんじり」は岸和田だけのものではありません。泉大津はじめ泉州地域にはどこも「だんじり」があって、日本のラテンと呼ばれているようなところで、お世辞にも品の良い、ガラの良い所ではありません。出てくる生徒も見ていただいたらわかると思います。茶髪や化粧してる生徒もいます。それから集中せんと携帯さわっている生徒もいます。そんな学校でやった授業の一コマだと思っていただければなと思います。

今日ずいぶんと偉い方々がおいでになっているようですけれども、僕らは地べたを這いずり回りながら教育実践を進めている一介の現場教師（笑）、その現場教師の実践の一コマということでご覧になっていただければと思います。

お手元に「ビデオ上映と解説」の資料というものがございます。それを出していただければと思います。表紙をめくって2枚目～12枚目までがそのときに使った、生徒に配布をしたプリントの一部です。それから13枚目、14枚目、全部で25枚の冊子になっていますので、前半はそ

の日に使った、生徒に配布したプリントです。それから13枚目、14枚目が教員向けのアンケートを実施した集計となっています。手書きの汚い字がちよこちょこと書いてあるやつです。

それから後ろの方、前から15枚目、「1月13日 高校生の法律講座」「1. 打ち合わせ」と書いてあるこのプリントが、当日、司法書士さんがおいでになられ、そして我々担当する教員との打ち合わせで使った、その日の進め方のプリントです。これは私の方で作ったものです。

それから16枚目は、1月25日に大阪の司法書士さんとまとめの会議をしたときに、僕が持っていったその日の様子のメモです。

それから17枚目、18枚目、超小さい字ですが、泉大津高校高校生講座の感想ですということ、これが2枚にわたっているんですが、このとき僕とパートナー、僕の相方になっていただいた大阪の司法書士の高橋さんの感想ということでもあります。

それから19枚目～最後のページまで、佐藤功という者も今日どこかに来ていると思うんですけども、我々の仲間の者が書いた論文です。

今から約10分のビデオを3分割で見たいと思います。では、お願いします。ビデオの間はちょっと暗くなります。

(ビデオ上映)

○中村 はい、止めてください。今のところは今日お配りした冊子の2枚目、3枚目、4枚目です。こういう旅行のパンフレットの一番後ろに小さく書いてあるんですね。ここはなかなか読まないんですけども、どういうことが書いてあるのかということ、特にキャンセル料に関わってくる部分を少し説明して、契約とはどういうことなのか導入として、まず教師の側が説明しました。これが終わったあと、司法書士さんと一緒にやっていくというような、5枚目からですね。「契約クイズ」というのがあります。契約クイズその1、その2、その3、その4と4枚あると思うんですけども、この契約クイズを1つひとつやりながら、解答を示し、さらに司法書士さんに若干の解説を加えていただいて、最初の5時限目の残りの時間を使ってやってきました。

その契約クイズで司法書士さんとどんなやりとりをしたかを、また少しビデオで見たいと思います。では、お願いします。

(ビデオ上映)

○中村 はい、止めてください。こんな感じであとの30分余りをこの契約クイズその1、その2、その3、その4と進めていきます。これで生徒は、それまで全然意識をしていなかった、契約とはどういうことなのかを何となくつかんでもらえたんじゃないかなと思います。最初の

1時間はこういふことで進めていきます。この1時間は教員が中心に進めていく。司法書士さんはコメンテーター的な役割で入っていただくのが最初の1時間です。そのあと10分間の休憩をとって、今度は6時限目、2時間目の方に入っていくということです。この時間は基本的に司法書士さんにおまかせをして、我々教員、担任の方はそのアシスタントとして入っていく。そんなコンセプトです。

で、契約クイズが4枚あって、その次に9枚目ですが、「キャッチセールスのショートコント」というのが2枚あると思います。これは街頭でよくあるキャッチセールスの場面を取り出してシナリオ化したものです。これを女子生徒2人に演じてもらう。社員と生徒、「うまいことたぶらかそうとする社員」と、「それにまんまとのってしまう生徒」という役割でみんなの前で演じてもらった。1回ザアッと最後まで通してやって、「じゃあ、もう一回お願いね」「はい、そこでストップ」、この場面はどう考えたらいいのかなということで、(問1)から(問7)まで司法書士さんにいろんな話をしていただく。

最後に、クーリング・オフとはどんなふうにしたらいいのかという説明をしていただいて、最後にまとめをしてその時間は終わるという形で進めてきました。キャッチセールスのショートコントですけれども、生徒が2人出てきます。それをちょっと見ていただければいいかなというふうに思います。では、お願いします。

(ビデオ上映)

○中村 はい、ありがとうございます。こんな感じでキャッチセールスのショートコントのいくつかの場面を取り出しながら、司法書士さんにいろいろお話をさせていただいて、2時間目を進めていったということです。

ご覧のように、別にそんな大したことをやっているわけでも何でもありません。ただ、僕らは何となくいつも思っているのは、消費者教育とかあるいは法教育とか、やっぱりそういうことは必要だなと。それは、これだけ世の中がクレジット社会になってきて、そのクレジットカード1枚を持つことがどんな意味を持つのか。あるいは、いわゆる悪徳商法などもいっぱいある中で、さらに消費者金融でお金を借りたら金利がどれだけかかるんやろう。卒業して社会に出ていく生徒には、そんなことをいっぺん教えておかなあかなという思いはありながら、でも忙しくてそういう時間がとれない。いわばほとんど丸腰のまま生徒を社会に出しているという意識はあります。でもなかなかうまいこといっていない、時間がないというようなことが現実なんですね。

そんなときに、大阪では司法書士さんが学校に来て、生徒にそこらへんのお話をしていただ

いているということが、ずっとありました。ただ、そのやり方というのは、こういうホールにひと学年の生徒200人、300人の生徒を集めて、そしてその前で司法書士さんに講演をお願いすると。いうたら、教師は司法書士さんに丸投げをしていたんですよね。それではなかなかうまくいかないんですよね。生徒はもうザワザワして私語の嵐になって、司法書士さんの方は全然何も手応えのないままに帰っていってしまう。教師の方は、もうあんな失礼なことではへんよなということで、もう次の年から引いてしまう。

でも、これでは具合が悪いというところで、たまたま僕らが所属している「大阪高生研」全国高校生活指導研究協議会・大阪支部という教育サークルと司法書士さんとひよんなことから関係ができて、じゃあ、いっぺん一緒に2時間の授業を作ってみましょうかと、一緒に考えて2時間分作ってやったのが今のビデオで少し垣間見ていただいたものであります。

これが1月13日に行った高校生法律講座の一部です。実は教師の中では、これを始める前はかなり不安があったんですよね。また中村がおかしなこと引き受けてきよったけど、うまくやれるのかな。でもね、実際やってみたら案ずるより産むがやすしで、教員の側でも非常におおむね好評で、「やってよかったわ」「私も勉強になったわ」というのが教師の声であります。来年もぜひやってもらおうと、うちの学校ではそんなふうになっています。

もちろん、これからどんなふうにもっと工夫していったらいいのかなというあたりのことは、やっぱり司法書士さんと一緒にまた考えていかなあかんと思います。一発花火に終わらせるのではなくて、次の年もまたその次の年もと、継続を追求しながらやっていきたいなというふうに思っています。

私からは以上です。では、井沼先生お願いします。

○井沼 やっと出番がまわってきた(笑)、もうこないかなと思ったんですけども。

中村先生のお話にありましたように、司法書士さんと教師は最初は仲が悪かったんです。司法書士さんに学校へせっかく来ていただいても、先生方が丸投げしてきつと不信感をもたれたと思います。一方、教師の方は司法書士さんが学校で法律講座やりたいのは最近客が減ってきたからこころで商売しようとしているのと違うのかなどと、お互いをマイナスに思っていたところがあったと思います。

けれども、例えば司法書士さんの「生徒に話しても30分もたない。30分を超えると生徒さんが寝てしまうんですよ」という悩み、一方、教師の方は、特に高校では「総合的な学習の時間」を新たにやらなければならなくなって困った、何かいいネタはないかなと思っていたこと。お互いが困っていたところを解決して、司法書士と先生のおいしい関係をつくりましょうと始

まった勉強会が今のお話を生み出したわけです。

私たちが追求しているのは、「賢い生徒さんを対象にした、賢い先生が行う授業」ではないんです。社会科以外の先生でも「俺どっちかというとだまされるタイプなんだよな」という先生も含めてできて、しかも「法律、そんな難しいの分かんわ」という生徒にもおもしろいと思ってもらう、どんな学校でもできる「高校生法律講座」。このことをコンセプトにしてつくってきました。

今日は時間がありませんので、詳しいことは大阪の小牧司法書士が『高校生法律講座ワークショップ』をどう作ってきたかという報告を私たちの研究会の機関誌「高校生活指導163号」の特集1『学校の外の世界と出会う』に寄せてくれています。

それから、司法書士さんとは微妙な関係にある弁護士会の方とも（笑）、私どもは意見交換会をやっています。そちらの方は模擬裁判の授業を通して法教育について学んだりしています。「弁護士、裁判官、検事と高校生が出会った」という報告も、載っています。もしご関心があればお買いあげいただけたらと思います。こんなにたくさん集まると思わなかったんで、もういくつか売れてしまって残り少ないので（笑）、すみません、売り切れごめんということでお早めに休憩時間は出口の方にお越しくください。

以上です。

○中村 最後は商売させていただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○司会 中村様、井沼様、ありがとうございました。

それでは、このあとパネルディスカッションを始めさせていただきますが、若干の設営のため、15分間の休憩とさせていただきます。なお、受付でお渡ししました封筒の中に質問票がございますので、ご意見などがございましたら、どうぞご記入の上、係員までお持ちくださいませ。質問票は16時20分までの受付とさせていただきます。

午後 3 時15分 休憩

午後 3 時25分 再開

○パネルディスカッション

コーディネーター	竹村 秀博	日本司法書士連合会初等中等教育推進委員会副委員長
パネリスト	唐津 恵一	新日鐵化学株式会社総務部長兼コンプライアンス事務局長

永野 薫 新宿区立落合第二中学校教諭
山根 香織 主婦連合会常任委員
高橋 文郎 日本司法書士会連合会初等中等教育推進委員会委員長

○司会 大変長らくお待たせいたしました。準備が整いましたのでパネルディスカッションを始めさせていただきます。まずはパネリストの皆様をお一人ずつご紹介させていただきます。

まず初めに、今回のディスカッションのコーディネーターを務めます日本司法書士会連合会初等中等教育推進委員会副委員長、竹村秀博さんです。（拍手）

新宿区立落合第二中学校教諭の永野薫さんです。（拍手）

新日鐵化学株式会社総務部長兼コンプライアンス事務局長の唐津恵一さんです。（拍手）

主婦連合会常任委員の山根香織さんです。（拍手）

日本司法書士会連合会初等中等教育推進委員会委員長、高橋文郎さんです。

それでは竹村さん、よろしく願いいたします。

○竹村 皆さん、こんにちは。これから90分間にわたりパネルディスカッションをさせていただきます。

本日、冒頭にお話がありましたように、法務省の法教育研究会は平成15年9月22日より16回の会議を経て、平成16年11月4日付で「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」と題する報告書を提出されています。

私たち司法書士においては、長年の高校における法律教室、消費者教育の実践があり、法教育研究会の議論を終始みてまいりました。昨年度におきましては「『生きる力』となる法教育PART I」として今回と同じように市民公開シンポジウムを開催し、本日のシンポジウムは昨年が続いての開催です。また法教育研究会の報告書に対して、日司連は、「法務省・法教育研究会『報告書』に忠実に」と題する会長声明を出しております。法教育研究会の議論は報告書により一応の結論が出ているわけではありますが、法教育の実践はまだその端緒にすぎないばかりです。いえ、またこれからスタートラインにつかなければならない、そういった部分もあるのではないかと考えられます。

今回のこのパネルディスカッション、またこのシンポジウムは、この報告書の30ページあたりをご覧くださいと思いますが、法教育を普及させるための今後の課題として「学校教育における法教育と家庭、地域社会、職場との連携」という項目を挙げています。法教育を実現

するためには、教育関係者あるいは法律専門家のみならず家庭、地域社会、職場という、いわゆる人の生活圏全般にわたる協力、コラボレートが必要だとしているわけです。そこで本日は、この法務省の法教育研究会のメンバーであった各界を代表される皆様をお願いしまして、より市民感覚ある議論が展開されるものと期待しております。

さて、パネリストの皆様においては、あらかじめフリップをご用意し、「あなたにとって法教育とは何か」という言葉を書いていただいております。その言葉をご紹介いただきながら、それぞれ自己紹介をお願いします。

それでは永野さん、お願いいたします。

○永野 東京都の都心近くの公立中学校で社会科教諭をしております、永野と申します。泉大津の先生と同じく、様々な生徒がいる普通の公立中学校です。少子化により小規模校が増え、地理・歴史・公民の全部を一人の先生がやるという中で、法教育の一部を教材化していくということを法教育研究会の中で1年間行ってきました。私自身も大変勉強になった1年間でした。

「法教育を一言で」というと、「市民社会を生きる力をはぐくむ」のが法教育なのではないかと思いました。

○竹村 ありがとうございます。それでは唐津さん、お願いします。

○唐津 新日鐵化学の唐津でございます。私は企業の中でずっと法務部門に在籍して、企業の中での法務教育、その体系をつくり、それを今まで実現してきております。一方、家では今、高校生とそれから浪人生、大学生、3人の子どもの父親です。

私はこの法教育とは何かということについて、「良き市民としての躰」と書きました。若干補足しなければ分からないかもしれませんが、良き市民とは何か、これはやはり民主主義の社会を支えるのは市民ですから、自分たちが支えるんだという意識、すなわち主権者としての意識を持った市民、これを育成するための躰だと思います。

○竹村 ありがとうございます。それでは山根さん、お願いいたします。

○山根 消費者団体である主婦連合会の山根香織と申します。私は12年余り専業主婦をしておりまして、今19歳、16歳、13歳になる子どもがおり、子育てに奮闘しています。一番下の子どもが小学校に入り少したったころ、社会勉強と主婦の感覚を生かして何かやっていくことができるのかしらという思いで、主婦連合会の会員になり、今に至っております。普通の一般の主婦ですので、こういった場は本当に慣れませんが、今日はしどろもどろになるところも多々あると思いますけれども、お許しいただきたいと思います。

私は、法教育を「想像力と勇気を育てるもの」と書きました。何かとってつけたようでよく

分からないと言われそうですが、この「想像力」というのは、「考える力」と言ってもよかつたかもしれません。相手の立場にたって考える、人それぞれいろんな考えがあることに思いが至る、それから、何が大事か・何が問題か・自分に何ができるか、そういったことを深く考えることができる力という意味を込めて書きました。何が問題かに気づくのも知識と経験などから生まれる想像力と呼べるのではないかと思いました。そして、「勇気」というのは、社会に対して主体的に関わっていく意欲という意味です。

○竹村 ありがとうございます。それでは高橋さん、お願いします。

○高橋 司法書士の高橋と申します。福島県の地方都市で開業している一司法書士ですが、立場としては竹村さんと同じ、日司連の初等中等教育推進委員会で、全国でかなり実績が積み上げられている消費者教育・法教育の実践活動を推進するという委員会の委員長を務めております。

私も一司法書士としては、福島の地元で毎年10校以上の高校に出向いていろんなお話をしています。先ほどの大阪の先生の実践を見て、すごいと思いました。やはりああいった実践を重ねていくことで、司法書士の顔が地域に分かり、学校の先生に分かり、いい形ができるのかなと感じながら、先ほどのビデオを見させていただきました。

私は言葉として、「社会を自らの力で生きていく力を育む教育」と書きました。「力を育み生きていく力を育む」、今日のテーマは実は私が考えたのですが、学校でも家庭でも地域でも、今、何となく力がない。皆さんがもう少しそれぞれの立場で力を出してことを育て、人間を育てることができれば、もう少し活気ある国づくりになるのではということで、こういったテーマを考えてみました。今日はどうぞよろしく願いいたします。

○竹村 ありがとうございます。パネリストの皆様にはそれぞれ一言ずつ自己紹介並びに「法教育とは何か」をそれぞれ皆さんの言葉で書いていただきました。フリップに書かれた言葉は、まさに各パネリストの皆さんの法教育に対する期待の表れと考えられますが、ということは、それぞれ、法教育によって現在の日本社会において解決すべき問題点、課題が存在するということになるのではないかと思います。では、法教育が解決すべき問題点というものを、パネリストの皆さんのお立場からそれぞれ指摘していただければと思います。

まず山根さん、法教育という言葉、法教育研究会に入られる前にはお聞きになったことがありましたか。

○山根 いえ、知りませんでした。

○竹村 今、法教育とは「想像力と勇気を育てる」というお話でしたが、当初法教育研究会の委員を引き受けられた際には、法教育にどのようなイメージをお持ちになっていたのでしょ

うか。

○山根 法教育……硬い、難しい、私にはよく分からない。そういうイメージでした。

○竹村 それでは、山根さんが法教育研究会の委員として携わられた後、現実に法教育に関連してどういうところに日本社会の問題点があるのかという点をお話いただけますでしょうか。

○山根 現在、学校で環境教育や国際理解教育など様々な新しい教育の形が出てきているので、法教育と聞いて、「また何か新しいのが始まるんだな」「難しいことが始まって、学校も子どもも大変だろうな」と最初は思いました。今では本当に、今こそ日本に必要で、子どもたちに確実に力にしてほしいと強く思うようになっています。

問題点ですが、まず「ルールや法律というのは、自分たちがよりよい生活をするために、自分たちで作った」ということに気づくことが大事なんだなと思いました。お上の声とかお上が裁くとか、そういった感覚から、自分たちの制度を自分で築いて、社会を守って生活をつくっているという意識を持てるようにしなければいけないということがわかりました。生活に必要な情報を待っているだけではなくて、自ら選んでつかんでいくというようなこともこれからは大事になっていくと思いました。

次に、学校教育で気になることは、受験に必要な科目や分野の学習が重要視されて、それ以外を軽視するような傾向があると思います。これは学校にも親にも言えることだと思いますが、やはりみんなで協力して、意見を出し合って何か一つのものをつくり上げていくとか、社会で、実際の生活で必要になる知恵と力をつける学習というのを、この今の複雑な世の中をたくましく生きるためにも子どもたちには重要だと考えますので、その辺も問題としていきたいというふうに感じたところです。

この法教育の必要性をみんなが理解してスタートできるのが一番望ましいと思いますけれども、始めてみて、あ、これはやっぱり大事だった、大事なんだと理解が深まることもあると思いますので、法教育がスタートされることを強く望んでおります。

それともう1つ、今の風潮で気になることは、人生を勝ち組とか負け組とかそういう2つに分けようということがあります。誰にも優れたところがあって、そういったことを認めて一人ひとりが可能性や未来を信じられる世の中にしなければ、今の日本の抱えているいろんな問題は解決しないのではないだろうか。そういうふうには思っております。

○竹村 同じような質問になりますが、唐津さんは、企業の法務部、現在はコンプライアンス事業本部ということで、それから海外でのご活躍・経験もあるとおうかがいしております。そのビジネス、あるいはそういった国際感覚の視点でお話いただければと思います。

○唐津 冒頭、私は法教育とは何かということで「良き市民としての躰」と言ったわけですが、そういう観点からあるべき市民像というものを念頭においたときに、今の日本人に足りないものはどういう点かということを考えてみました。大きく3つぐらいあるのかなと思っております。

1つ目は、これはやや技能的な面がありますけれども、プレゼンテーション能力です。欧米のように独立戦争であるとか革命であるとか、そういう市民が流血をして勝ち取った民主主義、それを守るために欧米人は個の意識、個の自立意識が非常に強くて、したがって学校教育の場においても、学校教育というのは初等教育からあるいは大学まで含めてすべての面で、私の少ない経験からかいま見た範囲内でそうだと思うのです。やはり学校教育の中でプレゼンテーションやディベートといったことをかなり重視しているわけです。自分の意見や主張をはっきり持つこと。それを相手に的確に伝えること。そういう訓練がなされてきていると思います。いろいろな取引で海外の会社の人と交渉していても、それはよく痛感することですね。非常にプレゼンテーションがうまい、議論がうまい。

ひるがえって、日本人を見てみますと、最近でこそかなりそういう能力がついてきたとはいえるものの、例えば弊社に入ってくる新人にプレゼンテーションをやらせても、なかなか説得力のあるプレゼンテーションができない。したがって、企業内教育でそういうプレゼンテーションの訓練を行う。あるいは民間の教育機関に派遣して力をつけてもらう。こういったことをしているわけですが、そういうものをできれば学校教育の中で身につけていただきたいなと。そういう意味でも、法教育の一環としてプレゼンテーション能力という技能、これを身につけさせることがまず一つ必要かと思っています。

二つ目は、自分のアイデアなり自分の創意工夫なりを常に開発していくという意欲、それからそれを行動に移したときに自分で責任を取るといふ、違う言葉でいいますと起業家精神といふか、起業家精神と自己責任マインド。これはやはり日本人はもっと身につけなければいけないのではと思います。

企業に焦点を当てますと、今は自由主義経済の中でそれぞれの企業が自らの創意工夫でいい商品、いいサービスを開発して、それを競争して社会に提供する、それによって世の中が発展していく。そういうサイクルの中にいるわけです。そういう中でアメリカの経済社会と日本の社会とを比較してみると、やはり日本の社会にはまだまだ規制が多くて、企業が自らの創意工夫を100%発揮できない状況がある。結構規制が残っているんですね。

例として適切ではないかもしれませんが、例えば、会社を律する法律に商法、会社法という

法律があります。その法律の中では、合併でや会社分割などの企業再編を行うときには債権者に個別に通知をしなければいけないとか、あるいは、企業が配当するときには剰余金がこれだけないとダメだとか、それから（今度法律改正でなくなりますけれども）資本金は最低1,000万円なければ株式会社にできないとか、非常に手取り足取りいろいろな規制があるわけですね。一方、このような規制は、少なくとも米国の会社法にはない。

現象面に出てくる例として、例えばアメリカの会社と取引をするときに契約書を締結するわけですが、その契約書たるや、ひどい契約になると電話帳3冊分ぐらいの契約になるわけですね。それがいいかどうかという議論もあるし、それが効率的ではないという意見もありますけれども、少なくともアメリカの企業では、規制で守られていない中で、自らが自らをプロテクトするために契約でもって守っているわけですね。

そして、こういうことというのは、今は企業を例にとつて言いましたけれども、まさに個人についても同じことが言えるのではないかと思っています。昨今、日本でも規制緩和だとか民営化だとか、できるだけ自由主義経済を徹底しようという方向での改革が徐々には進んでいますけれども、まだまだです。もちろんこれは規制に守られてその既得権益を持っている人が、その損失を恐れているということもありましようけれども、やはり国民一人ひとりがまだ規制に頼っている部分が相当あるのではないかなと思っています。自立した市民として行動し、社会に貢献していくためには、その前提として自らの創意工夫を持ち、自らのリスクは自らヘッジする。そういうマインドを育成しなければいけないと思っています。

今、手元に数字がありますが、スイスにIMDというビジネススクールがあります。これは国の国力、広い意味での国力のランキングを毎年出しているのですが、日本は70カ国中23位です。いろんな項目で順位がついているのですが、企業のことを自画自賛するわけではないですけれども、例えば企業の顧客への取り組みという項目で見ると、70カ国中2位、労使関係70カ国中5位、社員教育70カ国中7位と、非常にいい順位になっています。一方、起業家精神という項目だと60位、大学教育58位、それから教育に関する財政支出、これが51位という非常に低位に甘んじているという事実があります。やはり今言いましたような起業家精神、それから自己責任マインドを醸成するような教育というのを、個々人に躰として身につける教育、これをやっていかないと、なかなか日本は魅力ある国にはなっていないのではないかなと思っています。そういう面を法教育に期待するところがあります。

三つ目は、欧米人と接触して感じるのは、自分のこともさることながら、自分が属しているその社会について、自分がどう貢献できるのかということをもみんな心に持っていると思うので

す。例えば、大学あるいは大学院に入るときに、当然ベースとなる入学試験があり、それに加えて面接を一人ひとり丁寧にやっていくわけです。そのときに必ず大学あるいは大学院が、「あなたはこの大学あるいは大学院に入って、どういう貢献ができますか」という質問を必ずするわけです。それで選抜していく。

それから大学の例でもう一つ言いますと、大学の運営において卒業生の寄付が占める割合が非常に高い。要は卒業生が自ら自発的に自分が卒業した大学の発展のために寄付をする。もうこれが半端な金額ではない寄付をみんなするわけですね。それでもって後進の育成のためにということやるわけですね。

それからちょっと観点は違いますけれども、例えば南米やアフリカなどでは孤児が非常に多いわけですが、そういう孤児を里親として自分の所に連れて来て、自分の子どもとして育てる人が非常に多いですね。

いくつかの例を出したわけですが、要は社会に対して何か貢献する、あるいは自分が参画して行って社会全体をよくしよう、そういう意識が非常に強いんですね。

今、日本でも司法制度改革の一環として、平成21年から裁判員制度ができます。先週、NHKの番組で特集があり、アンケート調査の結果が出ていましたが、国民のマインドの多くは、やっぱり裁判員になりたくない。もちろん、人を裁くことに対する抵抗感というのがあるんですけど、それでも、「時間が無い」とかそういった理由で裁判員にはなりたくないという数字が非常に高い結果が出ていました。企業の経営者に「裁判員制度ができますよ」「優秀な営業マンが1週間いなくなることもあるんですよ」という話をしたら、「ばか、そんな行かすな」という経営者が現在はまだ多いのではないかと思います。

企業というのは、そもそも利益を出して従業員あるいは株主に還元するという役割を担うけれども、昨今、企業の社会的責任というのが非常に求められてきています。そういう中でもまだ企業は、裁判員に従業員を派遣しなければいけないというマインドにはなっていないんですね。こういったことも含めて、この国が本当に自由で公正な社会であり続けるためには、国民一人ひとりが、まさに先ほど言いました民主主義社会の主権者であるという自覚を持って、自らの国の運営に関わっていくという意識、これを身につける必要があるのではないかなと思います。そういう意味でも法教育に期待するところは非常に大きなものがあります。

○竹村 山根さんからは消費者団体である主婦連合会の立場から、それから唐津さんには企業とビジネスの面からお話をいただきました。側面はそれぞれ違うように思いますが、ともに法教育に対して期待できるものがある。現代の日本社会における問題点を解決する力を、法教

育が持つのではないかという意見であったと思います。

次に、高橋さんは、司法書士として実際に高校へ行って授業をしていますね。特に高橋さんの場合は、福島県といういわゆる日本の地方になります。高橋さんには、そうした司法書士の観点及び地方の観点から、法教育に期待するものをお話いただければと思います。

高橋さん、よろしくお願いします。

○高橋 まず、私自身も法教育研究会に参加させていただいて大変勉強になりました。今、竹村さんがおっしゃったように、実際に学校でいろいろな話をしてきましたけれども、一方通行的な、先ほど大阪の先生がおっしゃられたようないわゆる「丸投げ」を受けた一発教室をしてきました。法教育研究会で学んだのは、法教育、もしかしたらそれが教育の本当の根幹を成す部分ではないかなと非常に感じました。それは今、唐津さんがおっしゃったようなディベート能力、それからプレゼンテーション能力、自分の気持ちを外にきちんと言える、そして議論する、正しいことは何か、正義を見極める力、そして本物をみる力、そういったものが必要になるのではないかと、法教育研究会の中で思いました。

冒頭、日本のいろいろなところで「力がない」という話をしましたが、私も一司法書士として毎日多くの相談を受けています。特に最近はいわゆる多重債務者、いろいろな原因で非常に経済的に苦しくなった方の相談が朝から晩まで来る事務所ですが、そういう方を見ていると、どうも自立していない、いわゆるパラサイト人間というのでしょうか、どこかに依存している若者がいる。その若者も最近は層が広がって20代、30代、もしかしたら40代ぐらいの人たちまでも、いわゆるフリーターという形できちんとした正業に就いていない。生活設計を持ってない。持たないというか持たないのかと思います。そういう方が非常に増えていると非常に感じています。まさにその日暮らしでもいいやという感覚できているのかもしれない。

昨日は、20歳そこそこのカップルの相談者が来ました。二人ともいわゆる派遣会社に登録していて、派遣会社の契約社員ですから仕事に行けばいくらという世界で、この1月・2月は非常に仕事がない時期で、二人合わせても10万円まで満たないような生活費。それでなぜうちに相談に来たかという、妊娠してしまった。二人一緒に住んでいるからそれは愛情もあるからいいかもしれませんが、病院に通ったり、これから先の生活費としてつい消費者金融から借りてしまったと。どうしようもないから破産手続きをしてくださいという言い方で来ましたが、あまりにも無計画な、生活設計のない若者が非常に増えていると、本当に毎日毎日みえています。

もう一つの例でいうと、20代後半の女性が債務整理で私の事務所に来て、債務整理を受任

しました。毎月10万円程度の負担が約半分の5万円ぐらいになる手続きをしたところ、私の友達も困っていますと、友だちを連れて来るんですね。それが1人や2人ではなく、3人、4人と連れて来るのです。結局、そういう方たちは同じような環境で生きているんですね。

誰に相談することなく、同じような意識レベルで、同じような感覚で同じような所で生活をしている。同じような仲間と相談しあっている。これでは何の解決にもならないわけですね。本来は、そういったことは金銭教育、第一次的な消費者教育の場面としては家庭であったかもしれません。ただ、今はその家庭に力がない。お父さん、お母さんがそういったことを教えてくれない。私たちはよく、破産手続きをするときに依頼者に家計簿をつけさせますが、その家計簿を書けないのです。収入はわかっているけれど、お金をどう使っているか自分で管理できない人が非常に多いです。

そういったことで、まずは家庭からとは思っていた教育が家庭でなされていない。それを学校にある意味投げられる。それで、学校の先生たちも非常に忙しいわけですね。法教育研究会の中で学校の先生たちのヒアリングの場があったのですが、本当に忙しい、これ以上何を私たちにやらせるのかというお話がありましたが、それは本当ではないでしょうか。先ほどの大阪の先生のように、本当にあれだけ一生懸命前向きに、私たち司法書士と一緒にタッグを組んでやってくれるという方は、もしかしたらそんなにはいないのではないのかという気がしています。

私もPTA……息子は今高校生ですけれども、中学校のときにPTAの役員で職員室に入ると、もう、職員室は戦場ですね。とても先生たちが余裕をもって授業しているような雰囲気は見えない。そんな中でプラスアルファの教育ができるかは、非常に疑問は感じているところです。ただ、そこでやはり、家庭でそれなりの力をつける教育をしてあげる。で、学校を助けてあげる。それから私たち外部者が協力する。いろいろな形で連携すれば、それはもしかしたらいい形に向くのかなとは思っています。

それから、「正しいことを見極める」ということを先ほどお話ししましたが、私は裁判所の調停委員という立場でもあるのですが、そこにも「力がない」というか、司法の現場にいる調停委員さん自身が非常にアンバランスな感覚を持っていると感じるときがあります。例えば家事事件で「あなたは男だから」「あなたは女だから」という言い方をされる。本来であれば、調停委員には、社会経験豊かな、知識・見識の高い方がならなければいけないと思いますが、それが自分の人生観でいろんなことを話してしまう。まさに司法現場での法教育というのも必要になるのではないかなと思います。そういった意味で、今までの契約場面というのは、もし

かしたら男性が中心で来たかもしれません。ただこれからは男性であれ女性であれ、その生活の主体者としての識見を持たなければいけない。そういった意味では男女共同参画の視点が法教育にも必要だということを非常に感じています。

先ほど「学校が忙しい」と話しましたが、法教育を推進するにはやはり学校が中心になるのはわかりますけれども、学校の先生たちにその法的な意識・知識があるかというのは、まだまだ分からない部分でありますので、これからは本当に家庭と学校と社会、地域と連携していかなければいけないと思いつつ、法教育に対してはそういった期待を持っております。

○竹村 今、はからずも高橋さんの方から学校のお話が出ておりました。私たち司法書士、特に地方の司法書士という意味では、高橋さんのお話とまったく同じところが多々あります。

それでは、学校現場の立場から、永野さんからお話をいただければと思います。

○永野 皆さんもご存じと思いますが、学校はあらゆる意味で「地域の拠点である」というのがあります。この間、明け方に地震がありましたよね。茨城県南部で明け方にグラッときたときに、私は家庭の主婦でもありますから、一番最初に「まずい、トイレの水洗タンクぐらいしか飲み水が確保できていない」と思いました。お風呂のお湯は抜いてしまったからとか、食べ物とか飲み物とか冷蔵庫はあてにならないからと生徒にはさんざん災害の授業をしていたくせに、自分の家はどうかということ大変お寒い現状だったのです。

学校には備蓄倉庫があり、ダンボールの中に乾パンや水、大きな鍋、毛布などがあって、私も点検と一緒に回るのですが、どういう計算でこれだけの箱が積み上げられているのか、よく分からないんですよ。地域の人がどれぐらいここに来て、これで何日間持ちこたえられるのかさっぱり分からないのですが、とりあえず置いてあるという感じなんです。

NHKの「ER」だったと思いますが、その中で、地域の住民が災害に遭って地域の拠点である学校に来て、地域のおじさんが「何で3日ともたないような備蓄の量なんだ」と言って怒っている。そこで、主人公が「じゃあ、自分の家で3日間最低限の、自分の家族が生き延びられる水と食料と毛布をちゃんと用意していた人は手を挙げて」と言うと、シーンとなっているというシーンがあったんです。そこで、翌日に学校で「今日、地震があったよね」と話をして、そういうふうな3日間分きちんと備蓄していた人は、と問うと、シーンとなる前に、生徒ですから「見た見た」という話になりまして、先生の家も実はね、という話になったんです。

これは何が言いたいかということ、何でも行政に頼るところなんです。例えば駅前に放置自転車があっても、繁華街にピンクチラシがあっても、自分たちであれこれするというよりは行政に頼っている。行政は実際には完璧ではありませんし、頻繁に巡回もできませんから、

事態は改善されない。そうすると「国はまたは行政は何々してくれない」という文句や要求はするけれども、おねだりに近い、住んでいるだけの、市民とも国民ともいえない住民のような状況である。「学校に備蓄倉庫があって本当に大丈夫よって思っているの」というところもあります。

これが先ほど出した「市民社会に生きる力」といったときに、行政におねだりではなくて自分の足で立っていける市民になっているかというところは、はなはだ不安なのではないかというのがあるのです。今までずっと何でも行政が面倒をみている。「事前規制に基づいた護送船団の経済体制から規制緩和が進む経済社会になった、透明で公正なルールが通用する社会が求められている」という説明をされるのですが、「どうして事前規制に基づいた経済体制から規制緩和が進む経済社会になったのか」という部分は、基本的には学校の中ではほとんど説明されていません。基本は、冷戦構造が崩壊して非常に安い値段で気持ちよく働く人たちが世界中にあふれ始めましたみたいなところもあるのですが、なぜ「透明で公正なルールが通用する社会」が求められるのかという部分については、あまりきちんとした説明はされない。

もう一つは、現行の教科書では、できあがった司法制度や機構について、または憲法の前文や条文について一生懸命教えるということはあるのですが、なぜ法やルールが必要で、なぜ透明で公正なルールが通用する社会が求められるようになったのかという部分については、知識としてもあまり伝達されませんし、それを体験的に理解するカリキュラムは今までなかったように思います。自立した市民が求められるというのは、災害の部分もそうですが、自分たちで自分たちの暮らしを、お互いに暮らしやすくするためのいろいろなスキルを身につけるということが求められていて、それは広い意味では法教育と言えるのではないかなと思うようになりました。

例えば、あなたや私の間でいろいろな契約が成立するわけですから、契約だけではなくてお互いを思いやるとか信じるとか、約束を破らないという基本中の基本ともいえる部分も含めて、国民のだれもが獲得してほしい力というのがあります。それが法教育なのではないかなと私は理解したのです。

自分たちの暮らしを住みやすくして、お互いの経済活動をやりやすくするためには、どうしても自分勝手なことはできませんから。決まりづくりに参加できる、参加する意欲がある。そして法的な考え方ができる。なぜその決まりが必要かが理解できる。法やルールとは何かが理解できるということと、もう一つは、いったん作ったそのルールがみんなにとって不都合であれば、決まりを改正する手順を知っている。もう一つは、もめ事が起きたときに、力とか大き

な声を出せば通るとというのが日々の社会の中では実際にあるわけですが、もめ事が起きたときに解決する手段として交渉や和解、紛争がもつれたときには調停や裁判があるという認識や司法を活用する技能がある。さらには先ほど高橋先生がおっしゃったように、紛争に巻き込まれない。そういうトラブルの状態に自分を置かないための、社会生活上「これはおかしいのでは」とわかるということが、法教育の主軸になるのではないかと思います。

これを体験的に理解するカリキュラムというのは、教科書を見るとよくわかるのですが、今までにはないんですね。それを小学校段階から長期的に、体系的に、スパイラルで何回もふれるような形で、これらの技能または考え方を習得していくのが大切になってくるのではないかと思います。

○竹村 山根さんだけではなく、皆さんも家庭があり、お子さんがいらっしゃるということですが、山根さん、主婦連合会の立場あるいは子育てといった観点で、もう一言、法教育に関して何かお話を。

○山根 それでは、主婦連合会の宣伝というか歴史からお話させていただきます。主婦連合会は1948年に設立されました。最初のきっかけは、配給品のマッチがとても粗悪で全然火が点かない、そういった燃えないマッチを持ち寄る大会を主婦たちが開いたというのがきっかけと聞いています。それから、主婦は団結して社会を変えていこうと呼びかけて、次々に不良品やうそつき表示などというものを、生活者の怒りを監督官庁や業者に訴えて、そこから不当景品類及び不当表示防止法という暮らしを守る法律の制定にこぎついたり、としてきているわけです。また、生産者から直接安く物を購入する運動を始めて、それは生協運動へと発展しました。そういったことで、主婦連の歩みは、主婦が消費者意識に目覚めて行動を起こし始めたという歴史だと思います。

それから57年という年月が経って、かつてのような粗悪品はほとんどなくなって、法もいろいろと整備されて、一見豊かな社会となりました。でも、そんなに社会は良くなったか、みんなが暮らしやすく安心・安全になったかということ、全く違うと思うのです。むしろ今も問題は増えて複雑になってきていて、また、国際的な視野も必要となったり難しくなりましたので、今こそ法教育の重要性が見つからなければいけないと思っております。

そういったいろいろな社会の問題の解決に向けて、今私ができることから社会を変える努力を、今ここから一人ひとりやっけていこうという気持ちを持たなければいけない。で、無力感とか人まかせから抜け出して、自分は何か社会のためにやろうという意欲を引き出してくれるものが法教育だと、今信じているところです。

○竹村 今、研究意識がだんだん高まっているという話をよく聞きますが、主婦連合会などの消費者団体へ参加される方というのは増えているのでしょうか。

○山根 人数ですか。

○竹村 人数といえますか、今どんな感じなのでしょう。

○山根 全国で145団体の参加がありますが、地方が元気なんです。地方の方が地域に根ざした地元の問題の解決ですとか、地元に着した活動ができるということで、いろいろな行政や他団体と連携して活発に行っております。

都会はなかなか地域としての活動、市民協働という活動がとてもしにくい現状もありまして、国の政策そのものの議論をする場として、そういった活動の場として機能するところが多くて、ちょっと運動としては寂しくなっているという現状もあります。

○竹村 唐津さんからも社会参画というお話もありましたが、そういった面でも今少し考えなければいけないところにあるということでしょうか。

このように4人のパネリストの皆様から、法教育が解決すべき問題点あるいは法教育に期待することを、今お話していただきました。では、実際に法教育はこれからどのようになされていくのかを、ここから議論していきたいと思えます。

まず基調報告でもありましたように、法教育研究会においては具体的な教材を提示されています。この教材の作成にあられた法教育研究会教材作成部会ですか、永野さんはそのメンバーでした。さらに模擬授業として、実際にこの教材を使用して授業もされたということ。この教材の作成の観点あるいは実際に授業にあたって、あるいは先ほどお話できなかった点など、期待も含めてお話いただければと思えます。永野さん、お願いいたします。

○永野 (教材作成の) どのような観点でということですが、ポイントは「どこでも」「誰でも」というのがあります。先ほど泉大津高校の先生もおっしゃっていましたが、学校現場にはありとあらゆる企業や団体から「出前授業に行くから」というオファーがたくさん来ます。租税教室としてたくさん派遣するから早くどこかで開いてくれとか、弁護士さんも司法書士さんも都の清掃局からも来ます。「こんなに熱心に出前授業に行くと言っているのに、何で学校現場は気持ちよく取り入れてくれないんだ」と言われることもあります。

しかし、3クラスあれば3回そのコマ数に合うところに、バラバラにその時間に来てくれるのかというと、「いや1回しか行けない」「3クラスまとめてどこか体育館みたいな所に集めておいてくれれば出前授業する」と。そんな状態で生徒が静かにしているわけがなく、30分もすると私語の嵐になって、お互いにむなしのまま帰って行く、という状況があるのですが、

なかなかその事情がご理解いただけないというのがあります。

出前授業に来ていただけるのはありがたいのですが、実際にはそういうふうに来ていただけない地域も日本の国の中にはあるわけです。東京都は大変恵まれていますから社会科の先生といえば社会科の先生がいますが、必ずしも社会科を社会科の先生がやる地域ばかりでもありません。弁護士さんなり司法書士さんなりが来てくれる地域ばかりとは限らない。市民として必要最低限、備蓄倉庫ではありませんが、自分できちんと規制緩和の中を生き抜いていく力を誰もが身につけるということを考えると、一人の先生が、40人学級で50分間のコマを年間9教科総時数980時間の枠の中でやっていくことを想定して作っています。

ですから、この報告書の中に四つの部門が分かれていて、だらだら授業をするのではなくその四つに限って、しかも一つについて3時間の中で切り上げられて、できれば、もし司法書士さんなり弁護士さんなりに来ていただけるようであれば、このように使ったらどうですか、という展開になっています。発問などを見ていただけるとわかるのですが、ページの関係上、そんなに丁寧な発問は書いてありませんので、この発問をそのまま言って大丈夫なんですかというご不安もあるかと思いますが、それは学級の実態ですとか学校の実態に合わせて、補助的な発問を入れていくということで十分可能なのではないかと考えています。

大まかなつくりなのですが、一つはルールづくりというので、「マンションでペットを飼うときのルールづくり」ですとか、「町内でごみ収集場をどこにするか」という逃げられない場面をつくり、どうしても話し合っていかなくはいけないんだというところを経験してもらうのが一つです。実社会の中では必ずしも法律が何でも守ってくれるわけではなくて、自分たちでご近所の底力のように解決して幸せに暮らすということが基本的な市民社会の力になるわけですから、まずそこを一番最初に大体3時間ぐらいで経験します。

その次に、あなたと私の間でルールづくりを通してマンションの規約でも、ごみ収集場の規約でもいいですし、実際にはここに消費者保護が入ってくるわけですが、そうやって交わした約束がいろいろな事情で破られた場合、どのように対処したらいいですかというのがあります。

次の3番目に憲法があって、あなたと私の市民社会だけではなくて、国、もっと大きな団体、行政との間にトラブルが起きたときにはどのように。またはその国のあり方はどのようにして誰が決めるのですか、誰かが勝手に決めるのではありませんよね、というような、憲法は誰かが保護するというのではなくて、誰がそれを守らなくてはならないかという基本的なところからもう一度みるというのと、紛争がこじれてどうしてもうまくいかないときには、最後の最後にどのような紛争処理の仕組みがあるだろうかというのを、最低限3時間で、膨らませれば

もうちょっと余裕があればどうぞという、このような流れで作っています。

特に私がやった部会での模擬授業ですが、「経済活動と消費者保護」という単元にあたって3時間でということ想定しています。最初に「契約とはなんだろう」と書いてありますが、契約は大体こういうことを言うよねということで、プロ野球選手や俳優の契約金を例に「これが契約ですよ」「じゃあ、これも契約だろうか」という具体的な例をいくつか出して、次に体験的なカリキュラムとして二人一組で、手元にある物でもいいですし、自分が大切にしている物の売買契約書を実際を書くということを行います。そして契約書を書くという活動を通して、何がポイントになるかということを経験的に知っていくということになります。最後に先生が「口約束も約束だよ」と確認して、いつから契約は発効するのだろうかと聞くと、やはりこれだけ授業をしても契約は「サインをしたときから」とか「その日付のときから」というとらえ方で、「お互いの意思が合致したときから」とは、なかなかないというのがあります。

次の2時間目には、契約が解消できるときやできないときということで、よくあるトラブルですね、たぶん高橋先生のところにはそういうトラブルの相談がたくさん行くのでしょうけれど。お互いに契約して、友達が「中古のプレステ3,000円で俺買うわ、あした学校へ持って来て」という契約をしたにもかかわらず、近くのお店で新品が格安で売っていたので、そのお店で買ったから悪いけど〇〇君もういらぬよということが、それが通るのかというような、非常に具体的な例が載っています。その契約が解消できる・できないの基本となる考えは何だろうかということを経験していきます。これは実は、市民社会の約束は破らないとか、約束は破ってはいけないということとか、お金をもらったのに品物を渡さないとか、そういうことをしてはいけないという、「なんだ、普通の市民社会の基本原則なんだね」というところを経験します。

最後に、基本的には約束破りなんてことはしてはいけないのだけれども、契約が解消できる特殊な場合、悪質商法の契約事例というのを提示して、実際にそういう紛争に巻き込まれない基本的な要点となるのはどういうところか、を経験していくということになります。

この3時間の授業をしたときの生徒の感想が「報告書」の22ページに書いてありますが、「自分達がいつも身近に行っている行動に、『契約』というものがこんなにも関わっていると知ってびっくりした」「契約についてよくわかった」「自分の都合だけで契約は解消することができないことを覚えておきたい」「どういうときに契約が解消できるかできないかが大体わかった」「何か生活がすべて契約っぽい」「たった3時間だけれども学んだことがいっぱいあった」というのです。

その中で、クーリング・オフにあたる事例のときに、「キャッチセールスに引っかかった場合、脅された人は十分に考える時間がないのは不利とだからとクーリング・オフ制度があるというけれども、きっぱりと断ればいいじゃないか」と書いている生徒がいて、市民社会を生きる市民としての自覚が育ったという感じはありました。

そういうことを考えますと、やはりこういう体験的な手法を多く取り入れたカリキュラムというのは、評価には馴染まないかもしれませんが、大切な教育だと思います。

○竹村 唐津さんは実際にこの模擬授業をご覧になったと思いますが、どのような感想を持たれましたか。

○唐津 私は、銀座中学校、落合第二中学校、目黒第二中学校、筑波大学附属中学校の模擬授業に参加させていただきました。教師の方もそれから対象となる生徒の皆さんも、多分世の中の平均値よりは相当レベルの高いクラスの先生方あるいは生徒たちだったのではないかと思います。非常に生徒の集中力も、授業内容もさすがにプロの先生だなと思ったんですけども、うまく引き出して効果的な授業をやっていたと思います。ですからああいう形の授業が全国津々浦々の学校でなされるということが本当に実現できればいいなと思っています。

それから、模擬授業を見たのは中学3年生の授業だったのですが、やはり法教育というのは、私は生涯教育だと思っています。したがって小学校、中学校、要するに学校教育に限るだけではなくて、もっと小さいときから、それから社会に入ってからその教育の機会を社会として保持し続けなければいけないと思っています。学校教育に限っていうと、中学だけではなくてやはり小学校、中学校、高校、そのそれぞれの生徒の発展段階に応じた教育というのをやっぱりきちんと準備していかなければいけないのではないかなと思います。

それから、これは学校に対する期待というよりも、むしろ行政サイドに対する期待になるかもしれませんが、今までの教育の実態は、私はどちらかというと偏見を持っているかもしれませんが、やはり学習指導要領等で画一的なものになっていて、それを現場に押しつけているようなきらいがあったのではないかと思います。そこはやはりそれぞれの現場が、まさに法教育の目的である一市民が創意工夫を凝らすというのと同じようにそれぞれの学校がそれぞれの知恵を駆使して、いい教育を行おうという意欲を持って、いい意味で学校間の競争ができるような状況になればいいなと思っています。

それから先ほど永野先生の話にも出てきましたけれども、やはり講義調だったりという教育ではなかなか身についたものにはならないだろうと思われまので、ロールプレイングであるとか、あるいは体験的な教育というのが望ましいのではないかと。一社会科の授業の中に入れ

るというよりも、もっと広く学校の諸活動の中でそういう機会があると思われるところでは、積極的に生徒に体験学習させることが望ましいと思います。

例えば、以前テレビで見たのですが、ある高等学校で、弁当あるいはパン・文房具などを営む株式会社を生徒が資金を拠出し合って作って、その中で自分たちで仕入れ・在庫管理・販売・資金調達、それから資金を拠出した人に対する配当や納税、そういったところまで運営させている例があることを聞きました。まさに現実には会社の運営体験をそこで行わせているわけですが、この中で、当然契約について認識を深めることになりましょうし、それから出資者が多数いる中でどういう運営ルールで、どういう意思決定をしていったらいいのかということ学ぶわけですから、これは一つの例でありますけれども、こういう形で現実の社会現象を通じた教育というものであれば学校の中で機会をみつけてやっていただければなと思います。

○竹村 山根さんはいかがですか。

○山根 私も授業を参観させていただいて、どれも教材や指導のモデルはとても工夫が凝らされていて、私が受けたかったと。今の自分の子どもたちに、今これから早くに受けさせたいと思う授業でした。私もそういう授業を受けていけば、もっと論理的に考えたり、上手に表現する力がついてたのかしらと悔しく思ったりもしました。やはり学校という公平な教育の場で行われるということに意義を感じます。

あとは、先生方のプロの意識にとっても期待します。家庭でもっとしっかりしろ、家庭教育がもっと頑張らないと、というのはもちろんとてもよくわかるのですが、どうも世の中のスピードや変化についていけなくて、あと情報がたくさんあり過ぎてその中からどう選んだらいいかわからないまま、何か何がなんだか分らないうちに大人になって、子どもをもうけてという大人が多いと私も反省しているところもありますが、そういう時代のような気がしまして。さらに今は犯罪が増えて安全な場所がなくなって、普通の子どもが危ない子というふうにいわれたり、いつ自分の子どもが犯罪の被害者になったり加害者になったりというのも限らないという、今のお母さんたちはとても不安でいっぱいだと思うのです。少し話がずれているかもしれませんが、ぜひ地域や職場や、やはり学校でも家庭を支えてほしいと、またお願いかもしれませんが、そう感じております。

○竹村 法教育の実際の授業に参加をしていると皆さんそうだと思いますが、非常に役に立つといますか、いい授業が行われているわけですが、それを実際に学校現場が、学校の授業としてやっていくには様々なハードル、また解決しなければいけない問題があると思います。

永野さん、今のお二人の意見に学校への注文・教育の注文というのも少しあったと思います

が、それを踏まえてご意見をいただければと思います。

○永野 二つあります。「誰でも、どこでも」というのを考えたときに、社会科の先生だけではなくて、あらゆる教科の先生が社会科という教科の枠を超えて実践できる内容である。そういう具体的な教案として、「誰でも」というのが一つです。

もう一つは、では実際にどの時間でということになったときに、「総合的な学習の時間」ですとか学活ですとか、それから合科的に考えますと家庭科の消費者のところと社会科というクロスカリキュラムを組むことが考えられるのですが、タグを組む先生に恵まれているなど、様々な条件が整わないとできないこともあるんですね。そういうことを考えると、「どこでも、誰でも」、広がりを見ると実際には必修教科の中にきちんと3時間でやりきれ、3年生になると12月の初旬にはいわゆる高校入試に向けていろいろな書類を整えなくてはいけないという縛りが実際にあるわけですから、そういう中でもきちんと卒業するまでの間にはやりきれ内容であるという、二つの違う側面があるのです。

そこで、最初の「誰でも、どこでも」と考えた時、では私たち教員もまた一市民として、そういう市民としての力をつけて育ってきたかということ、そうではない体制の中でそれなりの年齢を迎えてしまいましたから、やはり同じように一から勉強するという必要があるのです。私も法教育研究会で、「じゃあ、永野先生には私的自治の部分をお願いしますね」と言われたときに、私的自治って聞いた瞬間に字づらが思い浮かばないんですよ。私的自治って言われてこの四字出てきますか？ なかなか厳しいと思うんですね。

で、私的自治って何のことかと思っていると、民法であるとか契約であるとか消費者保護の部分ですよと言われ、法学入門レベルの知識が実は要求されているんだなと思に至りました。

この間、茨城県の弁護士の方が、社会科の先生が中心ですけれども、小・中学校の先生を集めて、法教育について講義をされました。そのとき最初に「憲法とは」という概略を話したにもかかわらず、休み時間を過ぎて「では憲法は誰が守らなくてはいけないものですか？ A. 権力を持っている国や権力を持っている機関。B. 私たち国民」と聞くと、7人だけの先生が「権力者」という正解で、残りはザァーッと全部、「私たちが」守らなくてははいけませんというほうに手を挙げて、ガックリしたと言っていました。そういう意味でも、教員もまた社会科に限りませんが、一市民としての素養の部分の育成が非常に重要だと思います。

もう一つは、先ほど模擬事業を実施した学校のレベルが高いからというふうにおっしゃっていましたが、教案はこれで完成形ではなくて、学級とか学校の実態に応じて補助的な発問をしてというふうに言いましたが、もっといい教案があるとか、もっとここをこのように修

正したらどうだと、ちょうどリナックスのようにありとあらゆる先生が寄ってたかっていろいろな試案を出すとか、これをもうちょっと修正を加えてということで、より誰でも使えるいい指導案になっていくのではないかと思います。

○竹村 それでは、時間もあと20分となりました。今、学校教育の方でどのようにしていくのか様々な課題があるということでしたが、ここからは、司法書士の立場としてどのように取り組んでいくのかという視点、また司法書士に対して、皆さん方はどのようにお考えになるかという点を話していただきたいと思います。まず高橋さん、お願いいたします。

○高橋 では、まず今の司法書士の現状、それから今までの経緯をご紹介したうえで議論をしていきたいと思います。

私たち司法書士は、日常業務でいろいろな相談業務を受けていると先ほどお話をしました。いわゆる予防司法の観点から、これから社会に巣立って、契約社会の中で生き抜こうとしていく子どもたちに、少しでも役に立つ知識・体験をしてもらいたいということで、私たち司法書士は全国で学校に出向いています。ただ、多くは年に1回程度、正規の授業ではなかなかまだ入っていませんので、年に1回程度の講演形式の授業ですから、どれだけ生徒さんの頭の中にその授業の中身が残っているかどうかはまだ検証はできませんけれども、ただ私たちとしては日常業務で毎日いろいろな生きたもの、生のもの、生きた教材を身にしみて感じているわけですね。それを伝えることによって、例えば学校の先生方ではなかなか伝えられない、教科書には書いていないもの、黒板には書けないもの、そういったものを私たちが語りかけることが大事なのではないのかな。それが私たち司法書士としてできることではないのかなと、今まで学校へ出向いてきました。

主に消費者教育というジャンルに入る教室をやってきましたけれども、消費者教育というのは生活そのものが教材ですから、そんなに難しいことを教えるわけではなくて、本当に生の社会の現実を教える。そして君たちはそこにこれから巣立っていくんだよ、主人公としてそこに入っていくんだよということを、少しずつ話していくわけです。

歴史的に考えてみますと、昭和50年代という古い時代から、最初は地域であったり様々な婦人団体、PTAだったりというところですよ。身近な法律教室として、例えば相続の問題、マイホームの問題、そういったことで法律教室事業を始めていました。今のように学校に行くようになったのは、おそらく、いわゆる消費者被害が非常に広まってサラ金地獄の問題も出てきた時期、若者たちが安易な借入れをしたり、クレジットでの安易な買物をして被害が広がっていった時代に、私たちは法律家として事後的な救済をしてまいりました。ただそれを本当に

根本的に解決するのは、やはり教育ではないのかなということ、各地で学校に出向き始めました。

これは決して、この日司連という大きな組織が全国の司法書士に声をかけて「やろうよ」という運動ではなかったのです。各地でそれぞれの、一人ひとりの司法書士が同じような考えでやっていた。私も福島で始めたのは平成10年ですから、まだ7年前ですけれども、その時も私は自分一人で始めました。学校に100校ぐらいのダイレクトメールを出して始めました。最初の年は1校だけでしたが、そのとき周りを見ると、やはり全国のいろいろなところで取り組んでいたわけです。ですから司法書士の感覚・感性といったものは同じものだなと、そのときは非常に感動したことを思い出します。まさに草の根的に広がった司法書士による消費者教育というものが、今は法教育の議論も出ていますので、法教育のエキスを入れたもう少し違う視点で、この考え方を入れながらの県活動になるのではと思います。

数字を見ますと、全国の8割以上の都道府県で既に司法書士が学校に出向いています。平成15年度の調査では、高校が中心ですが、約450校の学校に出向いています。先ほどいったように非常に大人数を相手にするケースが多いので、数で見るとおそらく年間5万人以上の高校生を中心とした学生の前で、司法書士が話をしているのではないのかなと思います。本来、理想的なのは各教室に行って、先ほどの大阪のビデオのように先生たちと協力しながらやっていくのが一番いいのかもしれませんが、それからテーマにしても消費者教育に限らずもう少し幅広いテーマでやってもいいかと思いますが、ただ、学校現場のニーズが、今やはりこれだけ消費者被害が広がっている、このテーマに重きがあるというのは一つかと思います。

それから、これからはやはり法教育の視点ですね。今までの「こういった（悪徳）商法があるから（注意しなくては）だめだよ」ではなくて、「一緒に考えてみよう」「あなたたちは生活者として、消費者としてこれから一人立ちするんだよ」という考え方も、学校の先生と協力をしながらやっていくというのが、これから私たち司法書士が取り組む消費者教育、法教育の形ではないかとは思っております。

○竹村 それでは、法教育で司法書士と連携してということで、学校現場の方の意見としては、永野さん、いかがでしょうか。

○永野 先ほどから何回も言っていますが、「どこでも、誰でも」ということを考えますと、実は弁護士が都市部に非常に重点的に在籍していて、地方はいないところもあるんですね。そういうことを考えますと、弁護士が一人もいない地域でも、司法書士は身近な法律家として居住しているというところがありますので、身近な法律家として司法書士の方に来ていただいて、

例えば契約ですとか紛争の事例についてロールプレイのケーススタディーをしていただくということができますと思います。

もう一つは、法教育という骨の部分について取り扱う時、やはり教える先生側が揺れてしまうと、例えば今、高橋先生がおっしゃったように個別の事例を「こういうことがあると大変、ああいうことがあると大変」ということで終わってしまいます。また、市民社会を本当に生き抜いていくベースとなる力をつけるんだという法教育のプログラムの目的がわかっていないと、例えば弁護士さんに来てもらったり、司法書士さんに来てもらったりする時に、先生達が、「ほら、こういうことをすると大変なことになるのよ、言ったとおりでしょう」みたいな、罰則的なものを期待して終わるということがあります。実際にやんちゃ坊主に振り回されている毎日を見ると、どうしてもそういうところをもう少し強く話してもらいたいという気持ちも教師側にもあって、法教育と名前を打つのですが、中身は市民社会を生き抜いていく基本となる力とはいえないものになりがちだというのがあります。

ですから、その辺りのところをお互いに枝葉の部分に振り回されるのではなくて、行政に頼るのでもなくて、市民として自分の二本の足で立っていくのには、例えばどんなことが必要なのだろうか、一緒に体験的なカリキュラムで考えてみよう。という部分が法教育だというところをやはり外さないでいきたいなと思っています。

○竹村 時間の方もそろそろ迫ってまいりました。質問票をいただいております。一つだけ取り上げさせていただきますが、「文部科学省の一部ではゆとり教育を見直そうとする動きがありますが、ゆとり教育、総合学習の時間が減少すれば法教育を授業に組み入れにくくなると思います。この点について意見を聞かせてください」ということです。これは永野さんだと思います。

○永野 そういうこともあると想定して、必修教科の中でプログラムが組めるように教材案を開発しました。これですと少なくとも中学校3年生の公民科の授業の中では、法教育の骨子にあたる部分は、全国どこの中学生でも多少ふれて臭いをかいた状態で卒業していき、そうすると、国民としての底力が上がっていくというふうに考えられます。

総合的なゆとり教育の時間の上限というのにはありますが、エネルギー教育や消費者教育、起業家の教育など、現場には「何々教育」という名の要請がたくさん来るのですが、それとの調整で、例えば法教育が生き残りをかけるためにはどうしたらいいのだろうかというよりは、教科教育の中できちんとプログラムを立てて体系的に勉強できるということの方が、すべての国民が力をつけられる最短距離のプログラムではないかなと思います。

○竹村 ありがとうございます。ゆとり教育も総合的な学習の時間もあるけれども、むしろ法教育というのは教科に取り入れて、全国に広げるべきというご意見だったと思います。

それでは最後に、皆様に一言ずつ、私たちがそれぞれの立場で法教育に主体的に取り組んでいく方策なども含めまして、まとめの言葉をいただきたいと思います。

それでは唐津さんからお願いします。

○唐津 私は、先ほど申しましたように、法教育というのは学校教育のみならず生涯教育だと思っております。今、私は職務上、社内において法務教育を担当しているわけですが、ぜひその法務教育の中で、単に会社人としての教育に加えて冒頭申しました「良き市民としての躰」の教育を施していきたいと思っております。

それによって、現在は「裁判員に行かせるな」という経営者が部下から「実は裁判員に指名されました」と言われたときには「そうか、いい勉強だから行ってこい。かきいれどきで苦しいけれども、何とかみんなでカバーするよ」というようになるような会社が増えてくればと思っています。

それから1点、司法書士さんに対する期待という意味ですが、先ほど永野さんから話がありましたように、司法書士というのは弁護士よりもやはり分布状況がいろんな地域に広がっているという意味で、私はその地域における法教育の実施者、伝道師といえますか、そういう位置づけでどんどん地域の中に、学校だけではなくて地域の中でそういった教育をやっていたらどうかというふうに思っています。

法律の専門職ということでいいますと弁護士さんもいるわけですが、事前調整型の社会から事後チェック型・事後救済型へとシフトする中で、弁護士の数が非常に少ない。さらに、弁護士の仕事は今後ものすごく増えていくことが想定されています。企業においても訴訟の数が増えている。おそらく個人間の紛争、これも訴訟の数が増えていくと思います。そういう意味で、弁護士さんに法教育に期待するところはあるにしても、やはりなかなか時間が取れない状況になるのではないかなと思いますので、逆にいえば法教育、本当の市民としてのインフラを作っていくという面における司法書士の位置づけというのは、相対的に重いものになってくるのではないかなと私は思っております。

○竹村 ありがとうございます。司法書士へのご提言をいただきました。

では、山根さんをお願いします。

○山根 これからは立場を超えた連携、協働というのがキーワードだと思います。司法書士の方々もお忙しいでしょうが、地域に根ざした活動ということで市民にいろいろ知恵を授けて

いただきたいですし、連携ということで教育機関や行政や市民などみんなで地域を考える、そういう場づくりのパイプ役のような役割をしていただけたらと思います。

防犯とか防災とかの観点からも、また環境問題などの解決のためにも、専門家と素人とか、作り手と受け手といった壁を超えて、それぞれの意見や持ち味を出して考えていきましょうというのがこれからだと思いますので、裁判員制度もそういうために始まるんだと思っています。とにかく一部の偉い人が法律を作って、みんなはそれを守らされている、自分が社会を変えることなんてとても無理という意識を、まず取り払わなくてはいけない。専門家にまかせておけばいいではなくて、市民は市民の考え、本音を届けていかなければいけないと思います。で、届ける場もきちんとしていなければいけない。そういうところを育てるのが法教育ではないかなというふうに思います。

私たちがインターネットのネット会員を増やして、どんどんいろいろな、苦情相談だけではなくて、様々な社会に関わる問題など何か一緒にやっていきませんかという声を出してくれる人をどんどん増やして、その声を形として運動につなげていく、そういうことを今考えております。そしてやはり少しでも社会の役に立とうという気持ちを小さい頃から持つようにすることが大事ですし、若い人には若い人のやり方や参加の仕方があって、仕事に忙しい世代にも仕事を通して社会貢献というのもできますし、また少し時間ができたという人にはそれぞれ活動の場というのは限りなくあると思いますので、私は地域の中に人という財産がいっぱい埋もれているようにも感じているんですね。みんなでそういった力を集めて、安心・安全で暮らしやすい社会にしていくことが大事だと思っています。

○竹村 ありがとうございます。それでは永野さん、お願いします。

○永野 多分ここに集まっているのは教員の方が多いと思うのですが、教員は生徒を信じるのが仕事ですから、とつてもだまされやすい人たちが多いのではないかと思います。例えば今ここに集まった方々の中で法学部出身の方で法務に非常にお強くて、そして現在教員であるという方は多分数えるほどしかいらっしやらないのではないかと思います。だから我々自身も司法書士の方が開かれたプログラムで勉強をするという機会に熱心に足を運ぶだけではなくて、そういうのが開かれたら行くということではなくて、自分自身でもやはり勉強していくという心構えが必要かなと思います。

そういう勉強は勉強でしていても、例えば親戚の中で土地をめぐって何かあったときに、「ちょっと名前借りるだけよ、絶対迷惑かけないから」と言われたときに、日本人の心情として「そうかな」というようなのがありますでしょう。そういうときにやはりそういう詐称はよ

くないとか、今はコンプライアンスといわれて法令遵守という世界になっているんだよということ、自分より年齢が上の方にきちんと伝えていくというのも社会の中核を担う教員としては必要なのではないかなと思います。我々自身も一市民としての教育をこれから自分自身に課していくという必要があるなと思っています。

○竹村 ありがとうございます。最後に、高橋さんの前に、基調報告で丸山さんもおっしゃっていましたが、この法教育ということをもともと提唱された方が筑波大学の江口先生だということですが、どちらかにいらっしゃるように思いましたが、江口先生、一言お願いできましたらよろしく願いいたします。

○江口 僕は声が大きいのでマイクはいりません。(笑)

ちょっとおちゃらけて最初にいいますと、法教育という中ではハッパをかけたと思うんですよ。名を上げて、名を残すためにはその実態が大切だと思っています。そこで、法や司法の教育の中で本当はそこに心を残していくことが大切だと思っています。それがこれからの勝負だと思っています。私は言葉を残したし、考え方を残したわけですがけれども、きょうご登場の5人の先生、それから丸山さん、僕らよりも若い人が本当に実際を残してほしいと思っています。これが一言です。

○竹村 ありがとうございます。それでは高橋さん、まとめをお願いします。

○高橋 まとめではなくて感想です。法律教室で学校に行って話が終わった後に、なぜか学校の先生たちが自分の相談をしに来るのです(笑)。それはいいと思います。私たち司法書士がそういう担い手だということを知っていただいて、ぜひとも。ですから生徒たちにいろいろなお話をするのであれば、先生たちも、ぜひともいろいろな市民感覚を持ったりそういった知識を持っていただきたいなと思っています。

司法書士は、法教育研究会の報告書が出たあとに、日司連の会長名でもそれに応える意思表示をしました。その中で司法書士会としての強い決意を述べているところです。私なりにまとめてみますと、今まで私たち司法書士は消費者教育を中心に行ってきましたけれども、これからはいわゆる法教育の視点を加えた消費者教育を実践していきたいというのが一つにあります。最初のフリップでの私の法教育のイメージ、「自らの力で生きる力を育む教育」ということがあります。本当に自分の力でこの大変な社会を生きていくためには、やはり自分が主体となって生きていく。依存型から脱却しなければいけないということがありますので、そういった教育を私たちができるのは学校中心かもしれませんが、できれば家庭・学校・それから地域にもそういったことを発信していければと思っています。

それから先ほど来、地域に密着した法律家というお言葉をいただきました。やはり我々はその特性を活かさなければいけないと思います。身近に生きた題材を持っているというお話も申し上げました。それから、それをもって教科書の間を埋めたり、黒板には書き切れないものを伝えることもできると。教室と社会をつなげる役割、そして社会の本物を伝える役割というのが私たちの一つの役目ではないかと思っています。そんな中で市民の前に司法書士というものが、顔が見える関係が必要なのではないでしょうか。前に一度、江口先生から、司法書士も教科書に名前を出せというようなことを言われたことがあります。確かにまだ司法書士の法律実務家としての役割は、まだ社会に十分に制度が知られていない部分もあると思います。そういった点は、私たちのこれからの実践活動を通じてどんどん顔を出していきたいと思っております。

それから、大阪のビデオを拝見しました。これから私たちがもっともっと法教育、消費者教育を充実させるためには、やはり先生方とのいい出会いがあって、いい協力関係があって、協働作業があるというものがなければいけないと思います。今日ご登壇いただいた井沼先生に私たちが作った本の中に書いていただいたのですが、「教師がすべきこと、司法書士がすべきことを明確にしてください」と。「あなたたちは決して話すプロではないので、本当に伝えたいことを伝えてください」と、外部講師の魅力は本物にふれる魅力だということをおっしゃっていただきました。

私も法教育研究会の模擬授業を見学させていただいて、永野先生の授業が第1回だったのですが、本当に教室の中での学校の先生はプロです。すばらしいです。私たちは学校に行っても同じようには話せません。話す必要もないとは言われました。やはり教育の中のプロをどうやって私たちが支えるか、助けられるかというのが、これからの役目であろうと思っています。そういった意味で、様々な協力関係はこれから築いていきたいと思っています。

教育というのは子どもの現在と将来、そして社会の現在と未来にかかわる営みだと思っています。この営みは学校中心ですけれども、家庭でもそれから地域でも、様々なところで展開される必要があると思います。司法書士もこの法教育、やっとな報告書が出てスタートラインに立ったところだと思います。おそらく時間がかかると思います。今の学校の先生たちもこの法教育というものをまだ十分知らない。ですから、これから法教育がどんどん学校教育で広がって、その教育を受けた人たちがやがて社会人になり、学校の先生になり、そういったときに本当に力のあるわが国ができるのではないかと思います。司法書士もそういった意味で、ずっと長くこの法教育というものをやっていきたいと思っています。どうか機会がありましたら私たち司法書

士を、そういった現場で活用していただきたいと思っております。

○竹村 パネリストの皆様、ありがとうございました。（拍手）

法教育というのは、煎じ詰めますと「社会に主体的に関わること」を教えることではないかなとも思います。そういう法教育でありますので、我々あるいは登壇された方々だけでなく、今日お集まりの会場の皆様にも、ぜひ法教育を主体的に広める運動をしていただければと思っております。皆さん、本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○司会 パネリストの皆様、どうもありがとうございました。いま一度盛大な拍手をお願いします。（拍手）

それでは最後に、日本司法書士会連合会、広報担当常任理事の山本一宏より、閉会のご挨拶を申し上げたいと思います。

○閉会の挨拶

日本司法書士会連合会 広報担当常任理事 山本 一宏

○山本 本シンポジウムを担当させていただいた日司連の山本と申します。私たちの方からのいろいろな取り組み、そして関係者の皆さんからもいろいろなご意見をいただきました。まだまだ始まったばかりだと思います。当然、問題・課題は山積みされているということも認識しています。しかし現在のこの法教育というものを普及させ、必ず発展させていくんだということを再認識させていただきました。皆さんも今日シンポジウムに参加していただきまして、どういうふうに考えられたかということをもた一言いただきたいというふうに思います。本日のご意見は、私たちの今後の取り組みにつなげていきたいと考えております。

本シンポジウム、法務省から丸山さん、そして高校の現場から井沼先生、そして中村先生、登壇者の皆さん、それから足元の悪い中、長時間にわたって参加をいただいた皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、これにて本シンポジウムを閉会とさせていただきます。皆さん、今日は本当にありがとうございました。（拍手）

午後5時02分 閉会